※郵送、

F A X

電子メール

2月2日月~23日月 意見の募集期間

職

# 直接持参のいずれの場合 も2月23日月午後5時15

計画

(案)」パブリック

「下野市高齢者保健福祉

コメントを実施します

び市ホームページ内にありま ください。用紙は閲覧場所及 のいずれかの方法で提出して に必要事項を記入のうえ、 ■意見の提出方法 指定の「意見等記入用紙」 分まで(必着)

市では、介護保険事業と高

① 郵 送

下野市下古山1220 下野市高齢福祉課あて T329-0502

(2) (52) (3) (7) (1) (2)

⊚∑ koureifukushi@city shimotsuke.lg.jp

募集します。

■公表する資料

下野市高齢者保健福祉計画

市民の皆さまからのご意見を の原案がまとまりましたので 意見・提言をいただき、計画 会」において本計画にかかる 齢者保健福祉計画策定委員 めています。このたび、「高 保健福祉計画」の策定を進 推進するため「下野市高齢者 齢者保健福祉事業を総合的に

できません。) ないものについては受け付け は必須です。これらの明記の 番号を記載してください。(※ だく際には、氏名(※)・住 ④直接持参 (※)・年齢・性別・電話 なお、ご意見をお寄せいた 高齢福祉課(きらら館)まで

なりました。

給している場合には、手続き

をすることにより、その差額

分の手当を受給できるように

場所で文書閲覧が可能です。

市ホームページまたは次の

||資料の閲覧場所

### 問い合わせ先

③石橋庁舎相談室

②高齢福祉課 ①総合政策課

(きらら館) (国分寺庁舎)

④市民課南河内窓口

(南河内

図書館2階)

※閲覧時間は、土・日

祝日

を除く午前8時30分から

午後5時15分まで

高齢福祉課

等との併給制 年金給付・遺族補償児童扶養手当と公的 更について 限 変

亡・遺棄などの理由で父また る制度です。 は母と生計を同じくしていな い児童について手当を支給す 児童扶養手当は、離婚・死

的年金給付・遺族補償等を受 ませんでした。 児童扶養手当よりも低額の公 遺族補償等を受給している 養手当を受給することはでき できる)場合には、 このたび、制度が変更され 児童扶

井夢菜さんが受賞されました。

して、児童・生徒の皆さんや

皆さんの作品をきっかけと

県優秀賞を石橋北小学校 桜 て、県佳作5名、県入選2名、

が高まることが期待されます。 有権者の方々の選挙への関心

方は施行月から、それ以外の 施行日に要件を満たしている 月末までに手続きをした場合、 方は要件を満たした月の翌月 経過措置があり、平成27年3 (平成27年4月払い)です。 施行は平成26年12月1日

■児童扶養手当の手当額

明るい選挙啓発ポスター

審査結果

平成26年度明るい選挙啓発

全部支給	一部支給
41,020円	所得に応じて 41,010円〜9,680円
46,020円	児童1人の手当額に 5,000円加算した額
児童1人増すごとに 3,000円加算した額	

ご応募ありがとうございまし 募がありました。たくさんの 内小中学校から167点の応 ポスターコンクールでは、市

### ■手続き

桜井夢菜さんの作品

祉課までご相談ください。 お心当たりの方は、こども福 較する必要がありますので、 金・遺族補償等の受給額を比 児童扶養手当額と公的年

#### 相談・問い合わせ先 こども福祉課 52 1 1 1 4

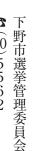
#### 対象児童数 1人 2人 3人~

選され、その後県審査におい

作品は市審査にて20名が入

これまで、公的年金給付

# 問い合わせ先





2015.2